

平成20年6月1日現在の岐阜県における障害者の雇用状況について

公的機関のうち市町村の機関は着実に進展
民間企業の雇用率は1.68%で4年連続改善！

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、厚生労働大臣等に対して報告しなければならないこととされています。

岐阜労働局では、今般、平成20年6月1日現在の岐阜県における同報告を集計し、その結果を取りまとめました。

岐阜県における障害者の雇用状況については、下記のとおりです。

記

1 岐阜県の公的機関の障害者雇用状況

(1) 概況

岐阜県知事部局（法定雇用率2.1%）の障害者の雇用が義務付けられている職（ 、 及び ）において同じ）の雇用率は2.12%（全国平均2.45%）で、前年に比べ0.01ポイント上昇したものの、障害者数は2人減少した。

他の都道府県と比べると、岐阜県の雇用率は41位で、昨年より上昇した。

項目	19年	20年	対比(差)	全国(20年)
算定基礎の職員数	5,872人	5,757人	115人	267,644人
障害者数	124.0人	122.0人	2.0人	6,555.5人
雇用率	2.11%	2.12%	0.01P	2.45%
不足数	0人	0人	0人	0人

岐阜県警察本部（法定雇用率2.1%）の雇用率は3.02%（全国平均2.31%）で、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

項目	19年	20年	対比(差)	全国(20年)
算定基礎の職員数	434人	431人	3人	28,408人
障害者数	13.0人	13.0人	0人	656.0人
雇用率	3.00%	3.02%	0.02P	2.31%
不足数	0人	0人	0人	5.0人

警察官は、算定基礎の職員数に含まれない。

岐阜県教育委員会（法定雇用率 2.0%）の雇用率は 1.55%（全国平均 1.58%）で、前年に比べ 0.08 ポイント上昇し、障害者数は 6 人増加した。

他の都道府県と比べると、岐阜県教育委員会の雇用率は 25 位で、昨年の 24 位から下降した。

項目	19年	20年	対比(差)	全国(20年)
算定基礎の職員数	11,875人	11,695人	180人	553,373人
障害者数	175.0人	181.0人	6.0人	8,767.0人
雇用率	1.47%	1.55%	0.08P	1.58%
不足数	62人	52人	10人	2,357.0人

市町村の機関（個別の機関ごとの雇用状況は別紙参照）は平均で 2.13%（全国平均 2.33%）と、前年に比べ 0.21 ポイント上昇し、平均では法定雇用率（2.1%）を上回り、改善が進んだ。

知的障害者の雇用が大きく伸びた。

不足数は 22 人で、前年に比べ 29 人減少した。

なお、未達成機関の数は 14 機関で、前年に比べ 1 機関の減少にとどまった。

項目	19年	20年	対比(差)	全国(20年)
対象機関数	57	57	0	2,512
算定基礎の職員数	19,588人	19,356人	232人	962,319人
障害者数	377.0人	413.0人	36.0人	22,397.0人
雇用率	1.92%	2.13%	0.21P	2.33%
不足数	51.0人	22.0人	29.0人	
未達成機関数	15	14	1	405

・雇用されている障害者の内訳

岐阜県（知事部局）・岐阜県警察本部・岐阜県教育委員会

項目	19年	20年	増減
身体障害	311.0人	312.0人	1.0人
知的障害	0.0人	2.0人	2.0人
精神障害	1.0人	2.0人	1.0人
合計	312.0人	316.0人	4.0人

市町村の機関

項目	19年	20年	増減
身体障害	353.0人	364.0人	11.0人
知的障害	19.0人	41.0人	22.0人
精神障害	5.0人	8.0人	3.0人
合計	377.0人	413.0人	36.0人

2 岐阜県の民間企業（障害者の雇用が義務付けられている人数が56人以上規模のもの）における障害者の雇用状況

(1) 雇用率等

雇用されている障害者の数（注）は、3,665.0人で、前年の3,368.0人に比べ8.8%（297人）増加した。

雇用率は、1.68%（全国平均1.59%）で、前年より0.08ポイント上昇し、改善が進んだが、法定雇用率（1.8%）には達していない。

他の都道府県と比べると、岐阜県の順位は21位で、昨年より27位から上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は、54.1%で、前年の54.0%とほぼ同じである。

項目	19年	20年	対比(差)	全国(20年)
対象企業数	1,112社	1,151社	39社	73,042社
算定基礎労働者数	210,691人	218,300人	7,609人	20,499,012人
障害者数	3,368.0人	3,665.0人	297.0人	325,603.0人
雇用率	1.60%	1.68%	0.08P	1.59%
達成企業の割合	54.0%	54.1%	0.1P	44.9%

雇用されている障害者数の内訳

種別	19年	20年	対比(差)
身体障害	2,639.0人	2,775.0人	136人
知的障害	697.0人	839.0人	142人
精神障害	32.0人	51.0人	19人
合計	3,368.0人	3,665.0人	297.0人

(注) 雇用されている障害者の数については、重度障害者（短時間労働者以外の身体障害者及び知的障害者）1人については2人に相当するものとして集計し、精神障害者である短時間労働者1人については0.5人に相当するものとされている。

(2) 企業の規模別の状況

すべての規模別で改善したが、特に、300人～499人規模では、大きく改善した。

また、1,000人以上規模では1.90%となった。

一方で、100人～299人規模では前年よりわずかに改善した。

項目	19年	20年	対比(差)	19年労働者数	20年労働者数	全国
56人～99人	1.54%	1.64%	0.10P	36,340 (495)	37,796 (516)	1.42%
100人～299人	1.49%	1.52%	0.03P	73,104 (482)	75,276 (496)	1.33%
300人～499人	1.63%	1.76%	0.14P	21,203 (62)	22,753 (67)	1.54%
500人～999人	1.59%	1.68%	0.09P	34,809 (53)	32,429 (49)	1.59%
1,000人以上	1.80%	1.90%	0.10P	45,235 (20)	50,046 (23)	1.78%

「労働者数」欄は算定基礎労働者数、()は企業数、「全国」欄は平成20年の雇用率

(3) 企業の産業別の状況

産業別、特に運輸業、医療・福祉、飲食店・宿泊業で改善が進み、法定雇用率を上回っている。

なお、サービス業は、2年連続の低下となった。

飲食店・宿泊業、医療・福祉、製造業で雇用率達成企業の割合が高く、60%を上回った。

項目	19年	20年	対比(差)	20年の達成割合	全国(20年)
建設業	1.26%	1.47%	0.21 P	54.5% (12)	1.48%
製造業	1.66%	1.75%	0.09 P	62.9% (333)	1.75%
情報通信業	1.04%	1.22%	0.18 P	23.5% (4)	1.27%
運輸業	2.00%	2.06%	0.06 P	58.5% (31)	1.75%
卸売・小売業	1.37%	1.57%	0.20 P	36.7% (61)	1.37%
金融・保険・不動産業	1.51%	1.56%	0.05 P	33.3% (7)	1.52%
飲食店・宿泊業	1.69%	1.90%	0.21 P	71.4% (15)	1.47%
医療・福祉	1.99%	2.03%	0.04 P	65.2% (86)	1.94%
サービス業	1.37%	1.30%	0.07 P	39.5% (62)	1.48%

「20年の達成割合」欄の()は企業数、「全国(20年)」欄は雇用率

(4) 法定雇用率達成企業の状況

障害者の法定雇用率達成企業は、1,151社中623社で、前年の601社より22社増加し、達成企業の割合は54.1%となり、前年の54.0%を0.1ポイント上回った。

また、未達成企業528社のうち、雇用不足数が0.5人又は1人である企業(1人不足企業)は、365社と、前年の339社より26社、2.8ポイント増加した。

(5) 障害者雇用率が上昇した主な要因

大企業を中心に「CSR」に対する意識の高まりにより、障害者雇用率達成に向けた意識が高まり、障害者雇用数が進展した。

【規模別障害者雇用数】

項目	19年	20年	対比(差)	20年の達成割合	全国(20年)
56人~99人	561.0人	621.5	60.5	52.7% (272)	28,896.5人
100人~299人	1,091.0人	1,147.0	56.0	55.0% (273)	65,615.0人
300人~499人	346.5人	400.0	53.5	53.7% (36)	31,801.0人
500人~999人	554.0人	544.5	9.5	51.0% (25)	41,201.5人
1,000人以上	815.5人	952.0	136.5	73.9% (17)	158,089.0人

「20年の達成割合」欄の()は企業数、「全国(20年)」欄は雇用数

ハローワークの紹介による障害者の就職件数は減少したが、雇用率の対象となる56人以上規模の企業への就職件数は増加(6.8%)した。

【ハローワークの紹介による就職件数】()は56人以上規模企業への就職件数

項目	平成18年度計	平成19年度計	対比
就職件数	817件 (456件)	796件 (487件)	2.6% (6.8%)
うち種別			
身体	522件 (305件)	482件 (317件)	7.7% (3.9%)
知的	205件 (111件)	217件 (121件)	5.9% (9.0%)
精神	84件 (40件)	97件 (49件)	15.5% (22.5%)

3 今後の取組

- (1) 県及び市町村の機関のうち未達成機関に対し、指導を強化する。
- (2) 知的障害者の雇用促進のために、県・市町村機関、民間企業へ職場実習の受入れについて働きかけ、実習後の就職を促進する。
また、チャレンジ雇用への取組を促す。
- (3) 福祉・教育施策と雇用施策の一層の連携強化によるネットワークの構築により、福祉的就労から一般雇用への移行を促進し、法定雇用率の達成を促進する。
- (4) 民間企業に対しては、雇入れ計画作成企業、1人不足企業を重点に指導を強化するほか、達成している地域の有力企業のうち身体障害者雇用に偏っている企業に対し、知的障害者、精神障害者、視覚障害者等の受入れについて勧奨する。
- (5) 民間企業に対しては、平成20年度に創設された精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用、支給期間が拡充された障害者に係る特定求職者雇用開発助成金などの助成金(奨励金)を活用し、雇用を促進する。

【参考】 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業 1 . 8 % (5 6 人以上規模の企業)
		特殊法人 2 . 1 % [労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人]
○ 国、地方公共団体	2 . 1 % (4 8 人以上規模の機関)
都道府県等の教育委員会	2 . 0 % (5 0 人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

岐阜県の平成20年6月1日現在の障害者雇用状況

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
岐阜県	人 5,757	人 122.0	% 2.12	人 0.0	知事部局

岐阜県警察本部の平成20年6月1日現在の障害者雇用状況

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
岐阜県警察本部	人 431	人 13.0	% 3.02	人 0.0	

岐阜県教育委員会の平成20年6月1日現在の障害者雇用状況

	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
岐阜県教育委員会	人 11,695	人 181.0	% 1.55	人 52.0	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

岐阜県内の平成 20年 6月 1日現在の各市町村機関ごとの障害者雇用状況

市	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	2,924	69.0	2.36	0.0	(注 4) 地方特例
大垣市	1,398	24.0	1.72	5.0	
多治見市	657	12.0	1.83	1.0	(注 4) 地方特例
高山市	799	15.0	1.88	1.0	
関市	854	17.0	1.99	0.0	(注 4) 地方特例
中津川市	905	21.0	2.32	0.0	
羽島市	504	9.0	1.79	1.0	(注 4) 地方特例 (注 5)
美濃市	266	7.0	2.63	0.0	
美濃加茂市	471	10.0	2.12	0.0	(注 4) 地方特例
瑞浪市	322	8.0	2.48	0.0	(注 4) 地方特例
恵那市	615	12.0	1.95	0.0	
土岐市	538	10.0	1.86	1.0	(注 4) 地方特例 (注 5)
各務原市	799	18.0	2.25	0.0	
可児市	510	13.0	2.55	0.0	(注 4) 地方特例
瑞穂市	282	9.0	3.19	0.0	(注 4) 地方特例
山県市	301	8.0	2.66	0.0	(注 4) 地方特例
本巣市	236	3.0	1.27	1.0	(注 4) 地方特例 (注 5)
飛騨市	519	11.0	2.12	0.0	
下呂市	623	15.0	2.41	0.0	
郡上市	1,088	21.0	1.93	1.0	
海津市	440	10.0	2.27	0.0	
計	15,051	322.0	2.14	11.0	

町 村	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
笠松町	153	5.0	3.27	0.0	
岐南町	140	3.0	2.14	0.0	
北方町	119	2.0	1.68	0.0	
養老町	195	9.0	4.62	0.0	
垂井町	189	3.0	1.59	0.0	
関ヶ原町	141	4.0	2.84	0.0	
神戸町	104	4.0	3.85	0.0	
輪之内町	88	3.0	3.41	0.0	
安八町	106	1.0	0.94	1.0	
揖斐川町	261	5.0	1.92	0.0	
大野町	176	4.0	2.27	0.0	
池田町	171	3.0	1.75	0.0	
坂祝町	76	3.0	3.95	0.0	
富加町	66	0.0	0.00	1.0	
川辺町	78	2.0	2.56	0.0	
七宗町	82	1.0	1.22	0.0	
八百津町	152	6.0	3.95	0.0	
白川町	133	3.0	2.26	0.0	
東白川村	66	1.0	1.52	0.0	
御嵩町	110	3.0	2.73	0.0	
白川村	68	1.0	1.47	0.0	
計	2,674	66.0	2.47	2.0	

市町村計	17,725	388.0	2.19	13.0	
------	--------	-------	------	------	--

教育委員会	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
大垣市	211	2.0	0.95	2.0	
高山市	143	1.0	0.70	2.0	
中津川市	86	1.0	1.16	0.0	
羽島市	51	3.0	5.88	0.0	(注5)
恵那市	86	2.0	2.33	0.0	
土岐市	70	2.0	2.86	0.0	(注5)
各務原市	246	2.0	0.81	3.0	
本巣市	70	3.0	4.29	0.0	(注5)
飛騨市	88	1.0	1.14	0.0	
下呂市	189	3.0	1.59	0.0	
養老町	66	0.0	0.00	1.0	
垂井町	72	1.0	1.39	0.0	
川辺町	48	0.0	0.00	1.0	
御嵩町	65	1.0	1.54	0.0	
計	1,491	22.0	1.48	9.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	140	3.0	2.14	0.0	

総計	人 19,356	人 413.0	% 2.13	人 22.0	
----	-------------	------------	-----------	-----------	--

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は地方特例認定を受けている。
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会。
～の市のその他の機関はそれぞれの市教育委員会。

5 注5の機関は、次のとおり

羽島市(羽島市教育委員会)は20.7.25特例認定により、障害者の数12.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

土岐市(土岐市教育委員会)は20.7.25特例認定により、障害者の数12.0人、実雇用率1.99%、不足数0.0人となっている。

本巣市(本巣市教育委員会)は20.7.1特例認定により、障害者の数6.0人、実雇用率1.94%、不足数0.0人となっている。

障害者雇用率と雇用率達成企業の割合

